

工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）

運用マニュアル（土木版）

平成21年3月

福岡市財政局技術監理部技術監理課

（土木係）

目 次

第1章 総論	1
1-1 工事請負契約書第25条（スライド条項）の考え方	1
1-1-1 スライド条項の趣旨	1
1-1-2 全体スライド条項と単品スライド条項の関係	1
1-2 対象工事	1
1-3 対象品目	2
1-3-1 対象品目の選定の考え方	2
1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目	2
1-3-3 材料価格の著しい上昇及び価格の上昇要因の把握・確認	2
1-3-4 変動額の確認	3
1-3-4-1 変動前の対象材料の単価	3
1-3-4-2 変動後の対象材料の単価	3
1-4 対象工事費の考え方	4
1-5 スライド額算定	4
1-5-1 スライド額算定の方法について	4
1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について	5
1-6 全体スライド条項併用時の特例	6
第2章 鋼材類	7
2-1 対象材料	7
2-1-1 対象材料の考え方	7
2-1-2 その他市場単価の扱いなど	8
2-2 対象数量	9
2-3 受注者への確認事項	10
2-4 単価（実勢価格の算定）	11
2-4-1 変動前の価格の決定方法	11
2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	11
2-4-3 変動後の実勢価格の決定方法	12
2-5 購入価格の評価方法	12
2-6 変動額の算定	12
2-7 計算例	13
第3章 燃料油	14
3-1 対象材料	14
3-2 対象数量	14
3-2-1 対象数量の考え方	14
3-2-2 対象数量の算定方法	14
3-3 受注者への確認事項	15
3-4 単価（実勢価格の算定）	15
3-4-1 変動前の価格の決定方法	15
3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	15
3-4-3 変動後の実勢価格の決定方法	16
3-5 購入価格の評価方法	16
3-6 変動額の算定	17
3-7 計算事例	18

第4章 請求等手続き及び提出様式	・ ・ ・ ・ ・	19
4-1 請求時期	・ ・ ・ ・ ・	19
4-2 協議の手続き	・ ・ ・ ・ ・	19
4-3 既済部分検査	・ ・ ・ ・ ・	20
4-4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い	・ ・ ・ ・ ・	20
第5章 減額スライドの場合の取扱	・ ・ ・ ・ ・	21
5-1 スライド額算定の方法について	・ ・ ・ ・ ・	21
5-2 変動後の実勢価格の決定方法	・ ・ ・ ・ ・	21
5-3 請求時期及び協議について	・ ・ ・ ・ ・	21

(参考資料)

単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式	・ ・ ・ ・ ・	22
単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式 (減額)	・ ・ ・ ・ ・	23
(様式-①) 建設工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求について		
(様式-②) 建設工事請負契約書第25条第5項による協議開始日について (通知)		
(様式-③) 建設工事請負契約書第25条第5項の適用に基づく協議用資料の提出について		
(様式-④) 建設工事請負契約書第25条第5項のスライド額について		
(様式-⑤) 契約の一部変更について		
(様式-⑥) 建設工事請負契約書第25条第5項のスライド額について (通知)		
(様式-⑦) 部分払申請書		
(様式-⑧) 既済部分にかかる建設工事請負契約書第25条第5項の適用可能な工事量の確認について (通知)		
(様式-⑨) 建設工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求について (通知)		
(別紙-①) 請負代金額の変更の対象材料一覧表		
(別紙-②-1) 概算数量計算書		
(別紙-③) スライド額算定書		
<計算事例 (燃料油) >		

(注) 本資料の取り扱いについて

本マニュアルは、単品スライド条項の運用について発注者の認識の共有化を図るため、国の運用マニュアル (暫定版) をベースに、本市の土木工事用に、7月25日時点で考え方を整理し、9月19日の運用拡充及び平成21年4月1日の減額スライド適用開始にあわせて内容を改定したものである。

なお、本書により難しい場合は、技術監理課と協議のうえ運用することができるものとする。

第1章 総論

1-1 工事請負契約書第25条（スライド条項）の考え方

1-1-1 スライド条項の趣旨

・受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないとの基本的考え方。

- ・建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものであるとして請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方の下、標準請負契約約款第25条が規定されているものである。

1-1-2 全体スライド条項と単品スライド条項の関係

・全体スライド条項は、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合の中間修正的な変更であるのに対し、単品スライド条項は特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更。

- ・全体スライド条項は、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合の諸経費等の変更も含む中間修正的な変更である。
- ・一方、単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。すなわち、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。
- ・また、単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第29条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないよう定められた「1%」を採用したものである。なお、全体スライド条項は、1年以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きな建設業者が受注していることが前提になっていることから、受注者の負担すべき割合を1.5%としている。

1-2 対象工事

・現在継続中の工事及び今後の新規発注工事が請求対象。

- ・単品スライド条項の適用の対象となる工事は、平成20年7月1日時点で実施中の工事や今後新たに発注される工事が請求対象となる。既に工期が終了している工事については、請求対象とならない。
- ・請求対象となる工事のうち、単品スライド条項の対象となる材料の価格が対象となる工事費総額の1%以上変動している工事が、単品スライド条項の適用対象工事となる。

1-3 対象品目

1-3-1 対象品目の選定の考え方

- ・対象材料は、主要な材料で価格の高騰が見られる鋼材類と燃料油の2品目
- ・その他価格上昇要因が明らかな品目

- ・公共工事において使用している頻度の高い主要な材料のうち、全国的に価格が高騰している「鋼材類」と「燃料油」の2つの品目を対象とする。
- ・また、工事種別によってはこれら2品目の他に、原油価格の高騰などに起因して、工事の請負代金額に影響を及ぼすほど価格が著しく上昇している主要な工事材料が見られ始めている状況であることから、甲乙間の個別協議に基づき、原油価格の高騰など、その価格上昇要因が明確な材料を含む品目について、工事請負代金額に大きな影響を及ぼす場合（請負代金額の1%以上の変動）には、単品スライド条項の適用対象材料にできることとした。（適用：H20.9.19より）
- ・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料すべてが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。
- ・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から甲乙協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではない。
- ・以下に、土木工事において使用される主な工事材料の品目を例示する。

品目分類	工事材料
鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、配管用鋼管、スクラップ等
燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤等
原油二次製品類	硬質塩化ビニル管、FRP管等
コンクリート類	生コンクリート、セメント、コンクリート二次製品等
非鋼製金物等	アルミ製金物、銅板等

※上記以外の材料の分類については技術監理課と協議すること。

1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

- ・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目類ごとの増額分が対象工事費の1%を超える品目が対象

- ・品目ごとの増額分の合計額が対象工事費の1%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その増額分だけで対象工事費の1%を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になる。

1-3-3 材料価格の著しい上昇及び価格の上昇要因の把握・確認

・鋼材類、燃料類以外の主要な工事材料については、工事内容を踏まえた甲乙間の個別協議に基づき、原油価格の高騰など明確な要因による材料価格の著しい変動を明らかにする必要がある。

- ・鋼材類および燃料油以外の主要な工事材料については、個別工事毎に市場状況や工事内容が異なるため、単品スライド条項の適用に際しては、個別工事毎の甲乙間協議に基づき、材料価格の著しい上昇とその価格上昇要因をつぎの手法で十分把握し、明確にする必要があるが、方法等に疑義がある場合は、技術監理課と協議を行うこと。
- ・物価資料等に掲載されている材料である場合は、掲載価格により著しい価格上昇を把握するとともに、価格上昇要因に係る資料の提示を求める。
- ・物価資料等に掲載されていない材料の場合は、受注者に対して変動要因も含めた購入価格及びその根拠（価格を構成する原材料費や加工費といった価格内訳）となる資料を求めるとともに、物価指数や物価資料における類似材料の価格情報等も参考に価格動向や上昇要因を把握する。

1-3-4 変動額の確認

1-3-4-1 変動前の対象材料の単価

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価。

- ・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。予定価格を算出する際の材料価格とは、予定価格内訳書上に記載される材料単価及び記載される単価に含まれる材料単価をいう。

1-3-4-2 変動後の対象材料の単価

・変動後の価格を算出するための単価は、原則として設計時点の単価と同一の手法に基づく単価とする。ただし、「第2章 鋼材類」2-4-2と同様に、対象材料の購入日や購入回数等を加味した単価とする。

- ・変動後の価格を算出するための単価は、原則として設計時点の単価と同一の手法に基づく単価とする。ただし、「第2章 鋼材類」2-4-2と同様に、対象材料の購入日や購入回数等を加味した単価とする。

1-4 対象工事費の考え方

・「対象工事費」とは、部分払いを行った出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）や部分引き渡しを行った部分を、単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費から除いたもの。

- ・出来高として既に部分払いを行った部分については、特段の条件がない限り、発注者と受注者との間で数量及び額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できないことには変わりはない。
- ・ただし、通常は、対象材料の価格の高騰により請負代金額が不相当となることが判明する時点、すなわち、工事がかかり進捗した時点で単品スライド条項の適用請求を行うこととなるのが一般的であるため、単品スライド条項の適用請求までの間に部分払いが行われることもあり得る。このような場合に対処するため、今後部分払いを行う際には、甲又は乙の要請に基づき、部分払いを行った分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすることができることとしている。
- ・また、部分引き渡しを行った部分についてはその部分に係る精算を完了させておく必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。その際の対象工事費は部分引き渡しを行う部分に係る工事費となるが、部分払いを既に行っている出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。
- ・このような考え方は、対象工事費だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

1-5 スライド額算定

1-5-1 スライド額算定の方法について

・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、対象工事費の1%を超える額。
・ただし、それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。

- ・1-3により対象となった鋼材類および燃料油などのそれぞれの品目ごとに、その品目に該当する各材料の当初の価格（発注者が設定した実勢単価に数量、落札率を乗じた額）と変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量及び落札率を乗じた額）との差額の合計額（変動額）から、変動前の対象工事費（1-4参照）の1%を差し引いて算出する。
- ・なお、鋼材類および燃料油などの品目毎に算出した変動後の価格よりも、それぞれの品目毎の実際の購入価格の方が低い場合は、実際の購入価格とする。この場合には落札率は乗じない。（既に落札率が乗じられた対象工事費の範囲内で受注者が購入したものにまで落札率を乗じるのは適当ではないため）

$$\text{スライド額} = \text{品目毎の総変動額} - \text{対象工事費} \times 1\% \\ = (M\text{変更} - M\text{当初}) - P \times 1/100$$

$$M\text{当初} \quad (\text{価格変動前の品目毎の金額}) \\ = \text{設計時点の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M\text{変更} \quad (\text{価格変動後の品目毎の金額}) \\ = \text{変動後の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

※ただし、上記の式に基づき算出したM変更よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、M変更は実際の購入金額とする。

- p : 設計時点における各対象材料の単価
 p' : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価（搬入・購入時期毎の数量に応じ、加重平均値。ただし、購入先や購入時期、購入金額等を受注者が証明していない燃料油分については、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格）。）
 D : 各対象材料について算定した対象数量
 k : 落札率
 P : 対象工事費

(計算例)

計算例1 (消費税込み)

請負代金額		200,000,000	1%相当額	2,000,000	
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 S = 2,400,000 - 2,000,000 = 400,000					

注)実勢価格を用いる場合は、変動額に落札率を乗じること

計算例2 (消費税込み)

請負代金額		100,000,000	1%相当額	1,000,000	
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,000,000	1,000,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	6,600,000	1,100,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 S = 1,100,000 + 2,400,000 - 1,000,000 = 2,500,000					

注)実勢価格を用いる場合は、変動額に落札率を乗じること

1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

・出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。

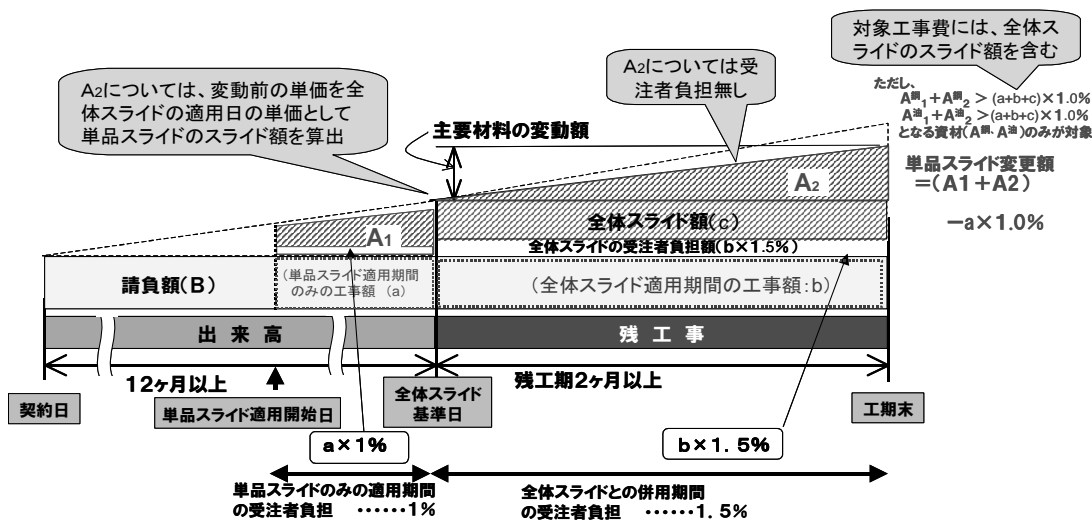
- A) 出来高部分について再積算を実施して出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。
- B) 部分払い対象となった請負代金額相当額と請負代金額との割合に、対象数量を乗じることによって概算的に数量を算出。※1

※1 : 部分払い時の支払い額は、出来高に該当する請負代金額相当額の9割以下とされており、「部分払い時の支払額=部分払い対象となった請負代金額相当額」ではないので注意すること。

1-6 全体スライド条項併用時の特例

- ・全体スライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能。
- ・全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、
 - ①単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項の適用日の単価を用いる
 - ②単品スライド条項に係る受注者負担は求めない
- ・単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる対象工事費(1-4参照)には、全体スライド条項のスライド額を含む。

- ・全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出する。(全体スライド可能物件について、併用を義務付けるものではない。)
- ・また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1.5%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- ・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。
- ・さらに、1-3で述べたように、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。



第2章 鋼材類及びその他の品目

以下、鋼材類を例に記述するが、その他価格上昇要因が明らかな品目についても同様の取扱とする。

2-1 対象材料

2-1-1 対象材料の考え方

- ・ H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象にする。
- ・ ただし、鋼材類を一部にしか含まないコンクリート二次製品等や非鉄金属は対象としない。

- ・ 鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり、具体的には、いわゆる鋼材類（H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭など）の他、鉄鋼2次製品（ロックボルトなど）、鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部（ガードレールやPCより線など）、スクラップなどを対象とする。
- ・ しかしながら、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とはしない。（しかしながら、設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、かつ、製品単価が変動し、購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性が排除されるものではない。）
- ・ なお、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は対象としない。

対象材料一覧（例）

品目	品名（例）	規格（例）	単位
鋼板	鋼板（販売）	厚板 無規格 12 ≤ t ≤ 25	t
鋼管杭	鋼管杭	SKK400	t
鋼製矢板	鋼矢板	SY295	t
棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16~25	t
型钢	H型钢	広幅 SS400 150×150	t
PC鋼線	PC鋼より線	SWPR7A 7本より線 A種	kg
防護柵	転落防止柵	H=1100 根入長=200 (C0建込) 4段	m
ライナープレート	ライナープレート（円形）	メッキ仕上げ 3,000mm t=4.0mm	m
鉄鋼二次製品	摩擦接合用高力ボルト（六角）	F10T M22×100	組

2-1-2 その他市場単価の扱いなど

①市場単価

・鋼材類を使用し、市場単価を用いて積算している工種において、鋼材に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
 ・但し材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

- ・工種ごとの単価が示されている市場単価において、鋼材類の材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
- ・具体的には、下表の市場単価のうち、(①)は市場単価の構成上、材料費が分離されているため対象とすることができる。
- ・また、市場単価が材料費を分離できない構成となっているもの(②)は、材料費のみを別途算出することは不可能であるが、設計図書に明示されている場合は、その数量については対象とすることができる。

鋼材類を含む市場単価工種 (例)

工種	名称	規格	単位	取扱い
鉄筋工(太径鉄筋含む)	鉄筋工(太径鉄筋含む)(加工・組立)		t	①
防護柵設置工(ガードレール)	防護柵設置工(ガードレール設置工)	土中建込、コンクリート建込	m	②
	防護柵設置工(ガードレール設置工)耐雪型	土中建込、コンクリート建込	m	②
防護柵設置工(ガードハイ)	部材設置(レール設置)		m	①
	防護柵設置工(ガードハイ設置工)	土中建込、コンクリート建込	m	②
	部材設置(パイ)		m	①
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	防護柵(横断・転落防止柵)設置・撤去工	設置 土中建込	m	①
		設置 プレキャストブロック建込	m	①
		設置 コンクリート建込	m	①
		設置 アンカーボルト固定	m	①
		設置 根巻きコンクリート設置	m	②
		部材設置・撤去工(ヒーム・ハネル)	設置	m
防護柵設置工(落石防護柵)	落石防護柵(支柱設置工)		本	②
	落石防護柵(ローフ・金網設置工(間隔保持材付))		m	②
	耐雪型落石防護柵(ローフ・金網設置工(上弦材付))		m	②
	ステーローフ設置		本	②
防護柵設置工(落石防止網)	金網・ローフ設置		m ²	②
	アンカー設置		箇所	②
	支柱(ホック式)設置		箇所	②
吹付砕工	吹付砕工		m	②
	ラス張工		m ²	②
橋梁用伸縮継手装置設置工	橋梁用伸縮継手装置設置工		m	①
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		m	①
道路標識設置工	標識柱・基礎設置(路側式)		基	②
	標識柱設置(片持式)		基	①
	標識柱設置(門型式)		基	①
	標識板設置(案内標識(路線番号除く))		m ²	②
	標識板設置(警戒・規制・指示・路線番号標識)		m ²	①
	添架式標識板取付金具設置	信号アーム、照明柱、既設標識柱	基	②
排水構造物工	蓋版		枚	①
鉄筋挿入工(ロックボルト工)	鉄筋挿入工		m	①
	鉄筋挿入の仮設足場工		空m ³	②

注) ①：市場単価に材料費が含まれていない工種

②：市場単価に材料費が含まれている工種

②賃料・損料(リース料金)等の取り扱い

・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

- ・リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、既にリース料や不足弁償金が上昇していることから、購入する場合と同様に対象とすることとする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないため、当該材料のリースを始めた月の価格とすること、また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に設計数量を乗じることなど、注意が必要である。

2-2 対象数量

- ・鋼材類については、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、加工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
- ・仮設工など、発注者の設計数量が明示されていない場合は、甲の設計数量を対象数量とすることができる。

①設計図書に記載された数量がある場合の取り扱い

- ・鋼材類については、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・また、実際の工場現場では鋼材を加工するためにロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量（設計図書で明示されている数量×（1＋ロス率））までは、対象数量とすることができる。
- ・なお設計数量は、積算システムを使用している場合は、機労材集計表などとして材料毎に集計した結果が出力されている。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計図書の数量 → 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量 → 対象材料。対象数量は証明

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量
設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）
証明数量：請負者から証明された数量

- ・このようなロス分（異形棒鋼は除く）については、積算上スクラップとして売却することとなっており、ロス分を計上する場合は、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。このため、ロス分を対象数量とするよう請求があった場合は、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し（例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等）や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定（スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じることが必要である。
- ### ②数量総括表に一式で計上されている仮設工など
- ・数量総括表に一式で計上されている任意仮設については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する鋼材類の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。任意仮設について受注者からの請求があった場合は、発注者が仮設として想定した鋼材類についてその設計数量を対象数量とする。
- ### ③その他
- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。
 - ・価格の下落が見られる材料については、上昇の場合と同一の考え方で、発注者から請負代金額の変更の請求をその材料に対して行うことができるものとする。

2-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・自社内の取引により上記書類がない場合は、社内書類等で確認。
- ・提出されない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。

- ・単品スライド条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。（ミルシート（鋼材類の品質を証明する書類）で、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書をミルシートに替えることができる。）
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書請求書や領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（1-5-1参照）、鋼材については購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・なお、任意仮設に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の仮設工に必要な他の材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。
- ・また、鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、鋼橋製作などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

（納品書の例）

納 品 書									
33606		建設部		段		00002718		株式会社	
〒		市		発行年月日		〒		TEL FAX	
注文番号		019891		現場		モザック			
日	日	コード	品名	規格	長さ	枚数	重量	単価	金額
06/13	1338	SD345	Φ	35	4.50	11	0.564		
06/13	1338				6.00	16	0.859		
06/13	1338				7.00	48	3.006		
06/13	1338				7.50	4	0.268		
06/13	1338				8.50	60	4.566		
06/13	1338				9.00	36	2.902		
06/13	1338				10.00	12	1.074		
06/13	1338				10.50	116	10.904		
06/13	1338				12.00	116	12.412		
合計								36.564	
工事名		橋下能工事 A1橋台							

(請求書の例)

請 求 書									
33605		建設部		殿		00002733			
22		6		発行年月日		得意先		株式会社	
22		6		発行年月日		得意先		株式会社	
送文種別		019891		支払方法		7/20 30%		日取金 70% 125	
TEL		FAX		日手形					
月 日	品名	規格	比率	員 数	単 価	単 価	金 額		
05/19	7313	SD345 D 13	8.50	50	0.336	71.000	23,856		
05/19	7313		10.00	20	0.229	71.000	16,259		
合 計						0.565	40,115		
工事名		橋下部工事 A1橋台							
及送り先									

2-4 単価（実勢価格の算定）

2-4-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価。

・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。
設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とする。

2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

・価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格。

・物価資料に掲載されていない材料は、原則個別の実取引価格（受注者の購入価格）を実勢価格とするが、必要に応じ購入価格の妥当性を確認すること。

①物価資料等により実勢価格を設定する場合

・下記の表のとおり、契約後1～2ヶ月後に現場搬入されるため、搬入月の物価資料等を採用する。

時期	6月	7月	8月
資材調達 (ひも付き)	● 契約 (価格決定)		◄— 現場搬入 —►
資材調達 (店売り)		● 契約 (価格決定)	◄— 現場搬入 —►
価格調査 の流れ	----- 調査期間		8月号

②特別調査や見積り等による場合

- ・当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、個別の実取引価格（受注者の購入価格）を実勢価格とすることを原則とする。しかし、取引の実態と乖離した高い価格を請求されることを回避するため、実際の購入価格が著しく高いと思われる場合など、必要に応じて、類似品目の材料との価格の比較（UP率）などにより、価格の妥当性を確認するものとする。

2-4-3 変動後の実勢価格の決定方法

・月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算

- ・価格変動後の価格を算定する場合には、各月毎の数量が必要となるため、受注者が実際に材料を購入した状況により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。

2-5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額。
- ・購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額×対象数量÷購入数量。

- ・鋼材類については、対象材料となる場合は、対象数量以上の数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

2-6 変動額の算定

- ・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。

$$\begin{aligned} \text{変動額} &= (M\text{変更鋼} - M\text{当初鋼}) \\ &= M\text{当初鋼 (価格変動前の鋼材類の金額)} \\ &= \text{設計時点の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100 \\ &= M\text{変更鋼 (価格変動後の鋼材類の金額)} \\ &= \text{変動後の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100 \end{aligned}$$

※ただし、上記の式に基づき算出したM変更鋼よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、M変更鋼は実際の購入金額とする。

- p : 設計時点における各対象材料の単価
- p' : 搬入時点における各対象材料の実勢単価
- D : 各対象材料について算定した対象数量
- k : 落札率
- P : 対象工事費

2-7 計算例

(落札率95%の工事の場合)

設計単価(円)	70,000		
設計図書の数(t)	100		
	平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月
各月の実勢価格(円)	74,000	78,000	83,000
搬入又は購入時の価格(円)	71,000	75,000	78,000
搬入または購入時の数量(t)	20	30	50

○価格変動前の金額：M当初鋼

$$= \text{設計時点の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$\frac{70,000 \times 100 \times 0.95}{100} \times 1.05 = 6,982,500$$

※千円未満切り捨て

○価格変動後の金額：M変更鋼

$$= \text{搬入月の実勢価格(加重平均)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$\left[\frac{74,000 \times 20 + 78,000 \times 30 + 83,000 \times 50}{20 + 30 + 50} \right] \times 100 \times 0.95 \times 1.05 = 7,950,075$$

※千円未満切り捨て

○実購入額 $\frac{(71,000 \times 20 + 75,000 \times 30 + 78,000 \times 50)}{100} \times 1.05 = 7,948,500$

※千円未満切り捨て

$$7,950,075 > 7,948,500$$

※この場合は、価格変動後の金額M変更鋼は、実購入額を採用

○変動額M変更鋼－M当初鋼＝7,948,500－6,982,500＝966,000

第3章 燃料油

3-1 対象材料

・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油 とする。

- ・該当する材料は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。
なお、例えば潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

3-2 対象数量

3-2-1 対象数量の考え方

・発注者の設計数量（V）を基本とする。

①発注者の設計数量（V）にカウントされている数量

- ・燃料油については設計図書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量（V）を基本とする。
- ・なお設計数量（V）は、積算システムを使用している場合は、機労材集計表などとして材料毎に集計した結果が出力されている。

○発注者の設計数量（V）

現場場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料類

3-2-2 対象数量の算定方法

- ・使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先、購入価格等を確認できる書類の提出がなされるものと考えられる。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、設計数量（V）の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量（V）内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。

○設計数量（V）のうち、主たる用途に用いた数量として、受注者からの証明がなされた数量（V1）

※ただし、証明された数量（V1）が設計数量（V）を超えている場合は、 $V1 = \text{設計数量（V）}$ とする。なお、この場合、 $V2 = 0$

○設計数量（V）のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量（V2）

※V2は受注者の算出した概算数量でよい。

但し、【 $V1 + V2 \leq \text{設計数量（V）}$ 】の範囲内の数量とする。

3-3 受注者への確認事項

- ・受注者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要。
- ・必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合には、対象とはならない。

①発注者の設計数量（V）内の燃料油（現場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料油）

- ・購入した燃料類の「購入数量・購入価格・購入時期・購入先」、及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類
- ・尚、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量（V2）」については、概算数量計算書 [別紙-②-1]

この「主たる用途以外に用いた数量」とは、そもそも燃料油は非常に多岐にわたる機械で使用されているものであり、全数量について書類の提出を求めることは現実的ではないため、厳格に用途毎の数量の証明を義務づけることを意図したものではないことに留意されたい。このため、そもそも受注者として保存すべき書類として扱っていなかったため保存していない等のやむを得ない理由で書類が提出出来ない場合は、概算数量計算書の提出で足る。

3-4 単価（実勢価格の算定）

3-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価。

- ・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とする。

3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格。
- ・証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格）

- ・燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等を採用する。
- ・なお、工期末が属する月に購入した数量が証明された場合の実勢価格については、当月の物価資料等によることができる。

時期	6月	7月	8月
資材調達		● 契約 (価格決定)	
価格調査の流れ	┌───┐ 調査期間	└───┘	8月号

- ・購入時の実勢価格は対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格であることから、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格は、工期の始期が属する月の翌々月から工期末が属する月の前月までの各月における物価資料に掲載されている価格を平均して算出する。

対象数量と単価の決定方法について

	発注者の設計数量 (V)	単価の決定方法 (P')
証明書類の提出により、証明された数量	対象数量①の (V1) ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 : V1=V	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする
やむを得ない理由により証明書類が提出されない数量	対象数量①の (V2) V2=V-V1 ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 : V2=0	契約の翌月から工期末の前々月までの実勢価格の平均とする

※実勢価格 : 購入月の翌月の「物価資料等」の価格

3-4-3 変動後の実勢価格の決定方法

・設計数量内の証明された対象数量 (V1) にそれぞれ毎の購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量 (V2) に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢価格を決定。

- ・燃料油について、3-2のとおり様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて設定した単価をそれぞれ毎の数量に乗じて合計額を算出する。
- ・なお、V1、V2が混在する場合、それぞれの数量にあたる価格を加重平均し、対象数量を乗じて算出することと同意義である。

3-5 購入価格の評価方法

・証明された購入数量が、3-2-2の対象数量 (V1) 以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。
・証明されなかった数量 (V2) については、3-4-2に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格 (契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均価格) にV2を乗じた額とする。

- ・受注者によって証明された購入数量が対象数量以上であった場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。
- ・証明されなかった数量については、受注者もその単価を明確に把握しているとは言い難いため、単価は発注者が設定する手法と同等の手法にて算出することとする。

3-6 変動額の算定

・ 1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。（鋼材類と同様）

$$\begin{aligned} \text{変動額} &= (\text{M変更油} - \text{M当初油}) \\ \text{M当初油 (価格変動前の燃料油の金額)} &= \text{設計時点の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100 \\ \text{M変更油 (価格変動後の燃料油の金額)} &= \text{変動後の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100 \end{aligned}$$

※ただし、上記の式に基づき算出したM変更油よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、M変更油は実際の購入金額とする。

- p : 設計時点における各対象材料の単価
- p' : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価
- D : 各対象材料について算定した対象数量
- k : 落札率
- P : 対象工事費

3-7-4 計算事例

【単品スライド(軽油+ガソリン)の計算例】

① 乙 購入数量に対する設計数量(稼働システムによる4~9月の数量) = 56,000 L
 ② 乙 購入数量に対する設計数量(運用マニュアルによる算出値)

軽油	購入数量(証明済み)									購入数量 合計	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
① 乙 購入数量 (現場内建設機に係る数量)	-	-	-	5,000	10,000	15,000	14,000	5,000	1,000	50,000	55,000
② 乙 購入数量 (現場内建設機に係る数量)	-	-	-	1,000	1,000	1,500	500	3,000	-	3,000	3,000
③ 甲 変動価格 (物産資料価格:取扱巻)	90	90	90	90	90	90	100	110	120	110	95
乙 購入金額 (①)×③	80	90	90	90	90	90	100	110	120	110	95
甲 変動金額 (①)×③×④				450,000	1,000,000	1,500,000	1,400,000	550,000	100,000	5,000,000	475,000
乙 購入金額 (②)×③				90,000	0	0	150,000	55,000	0	295,000	295,000
甲 変動金額 (①)×③×④				540,000	900,000	1,500,000	1,705,000	660,000	110,000	5,415,000	5,890,000
甲 スライド単価 P'	P' = Σ (購入数量 × 変動価格) ÷ 購入数量 = 5,890,000 ÷ (55,000 + 3,000) = 102										

「現場内建設機に係る数量」と「稼働システム」による4~9月の数量と「運用マニュアル」による算出値を比較し、各月毎に各月の購入数量と購入単価の加重平均による値を【乙 購入数量】とすること。

① 乙 購入数量に対する設計数量(稼働システムによる4~9月の数量) = 8,000 L
 ② 乙 購入数量に対する設計数量(運用マニュアルによる算出値)

ガソリン	購入数量(証明済み)									購入数量 小計	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
① 乙 購入数量 (現場内建設機に係る数量)	-	-	-	1,000	2,000	3,000	2,800	1,000	200	10,000	10,000
② 乙 購入数量 (現場内建設機に係る数量)	-	-	-	500	500	1,000	500	2,000	-	2,000	2,000
③ 甲 変動価格 (物産資料価格:取扱巻)	100	120	130	110	120	140	160	160	180	170	180
乙 購入金額 (①)×③	110	120	140	110	110	130	170	170	170	1,414,000	0
甲 変動金額 (①)×③×④				110,000	240,000	420,000	448,000	160,000	36,000	1,414,000	0
乙 購入金額 (②)×③				0	60,000	140,000	80,000	0	0	280,000	280,000
甲 変動金額 (①)×③×④				110,000	275,000	520,000	561,000	170,000	34,000	1,670,000	0
甲 スライド単価 P'	P' = Σ (購入数量 × 変動価格) ÷ 購入数量 = 1,670,000 ÷ (10,000 + 2,000) = 139										

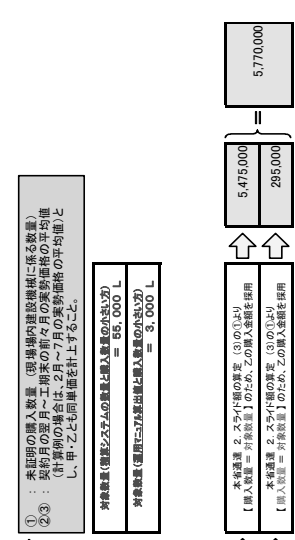
既済(単品スライド対象外) ← 未払い(単品スライド対象の請負代金額 = P)

【スライド額の算出】

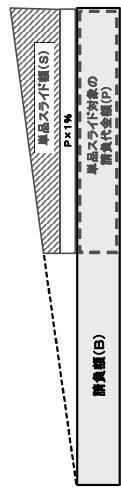
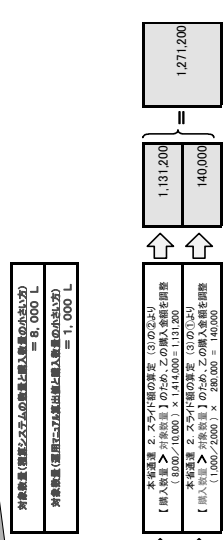
単品スライド対象の請負代金額	P	50,000,000円 (税込込み)	※ 部分払いの対象となった出来形部分に相応する請負代金額相当額を除く
差引率	k	30%	
当初設計単価	P	軽油: 80円、ガソリン: 110円	
甲 スライド単価 P'	P'	軽油: 102円、ガソリン: 139円	
M変更・油(甲)		[102 × (55,000 + 3,000) + 139 × (8,000 + 1,000)] × 0.9 × 1.05 = 6,772,815	
M変更・油(乙)		5,770,000 + 1,271,200 = 7,041,200	
M当初・油(甲)		[80 × (55,000 + 3,000) + 110 × (8,000 + 1,000)] × 0.9 × 1.05 = 5,920,350	
変動額 油		6,772,815 - 5,920,350 = 852,465	
単品スライド額 S	S	1,432,242 - 50,000,000 × 1% = 952,465	

M変更・油(甲)とM変更・油(乙)の金額は取引の増減となる方を以下の変動額計算に使用する。

単品スライド対象の請負代金額(P)に対して、1%以上の変動率より
 S = 変動額 油 - P × 1%



「購入数量(証明済み)の合計数量が設計数量を超過している場合は、「購入数量(未証明)」については計上出来ない。
 (証明済み+未証明) ≤ 設計数量



【単品スライド説明図】

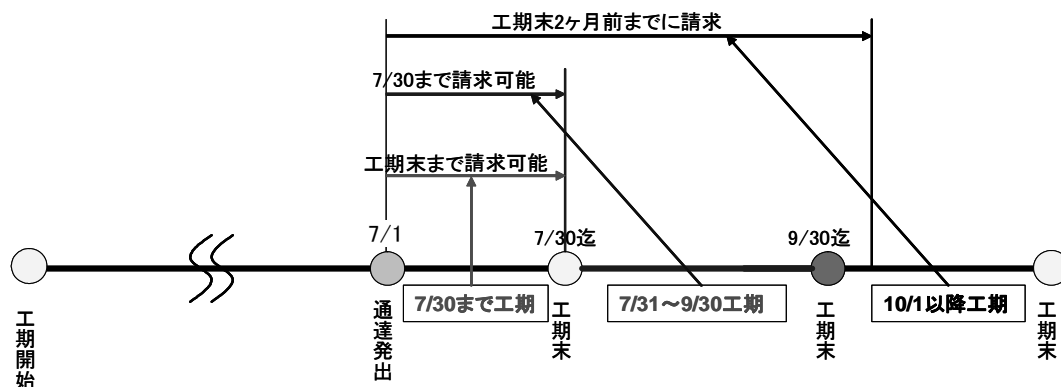
「軽油」と「ガソリン」は商品目であるため、合計額に対して足切り1%のチェックを行う点に注意!

第4章 請求等手続き及び提出様式

4-1 請求時期

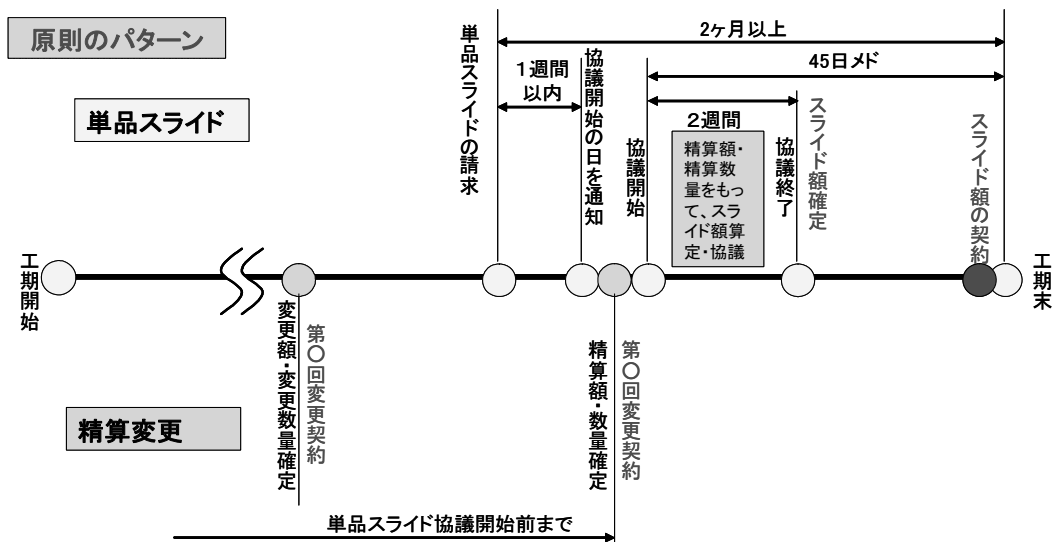
- ・原則として、工期末の2ヶ月前までに請求を行う。(様式-①)
- ・周知期間等を考慮した緩和措置として、工期末が平成20年9月30日以前の工事は、工期内であれば平成20年7月30日まで請求を行う。
- ・請求日から7日以内に協議開始日の通知を行う。(様式-②)

- ・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。しかしながら、通達発出後の周知期間等も必要であることを考慮し、7/1現在工事中で、工期末が9/30以前の工事は、工期内であれば7/30まで請求することができることとする。
- ・協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、甲乙協議の上、適切に措置する。



4-2 協議の手続き

- ・協議用資料の提出(様式-③)
- ・スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、変更契約することが望ましい。(原則)
- ・工事担当課でスライド額を積算し、契約担当課へ(様式-④)
- ・甲乙協議のうえでスライド額を確定させる(様式-⑤)
- ・甲よりスライド額の通知(様式-⑥)(協議不調の場合のみ)



- ・しかしながら、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるが、その場合は、受注者や技術監理課とも十分調整の上実施すること。

4-3 既済部分検査

・既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

- ・平成20年7月1日以降に既済検査を実施する場合は、その部分について請負者がスライド適用の請求対象としたい旨の要請がある場合は、出来高部分の確認を甲に請求する際、その旨を（様式-①）及び（様式-⑦）に記載する。
- ・（様式-①）により今後確認する既済部分を対象とするよう請求された場合、発注者は対象外となる既済分の工事量を確認するとともに、今後確認する既済部分については、単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する。（様式-②）
- ・（様式-⑦）により今回確認する既済部分を対象とするよう請求された場合、当該部分の工事量を確認する。（様式-⑧）

4-4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い

・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。

- ・平成20年7月1日以降に部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。
- ・指定部分の工期が9月30日以前のものについては、4-1と同様に扱う。

第5章 減額スライドの場合の取扱

減額スライドの場合は下記の取扱を行い、その他については前章までの取扱に準じる。

5-1 スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、対象工事費の1%を超える額。
- ・ただし、それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか高い方とする。

- ・スライド額
スライド額 = 品目毎の総変動額 + 対象工事費 × 1%

5-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・原則として変動後の実勢価格は、発注者が物価資料及び施工計画書に定められている計画工程表等の情報に基づいて判断した実勢価格とする。

- ・鋼材類及びその他の対象材料（燃料油を除く）
施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合であっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。
- ・燃料油
工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。
なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。

※受注者が協議用資料を提出した場合、実際の購入金額が発注者が算定した変動後の金額を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合は、変動後の金額は実際の購入金額を用いて算定する。

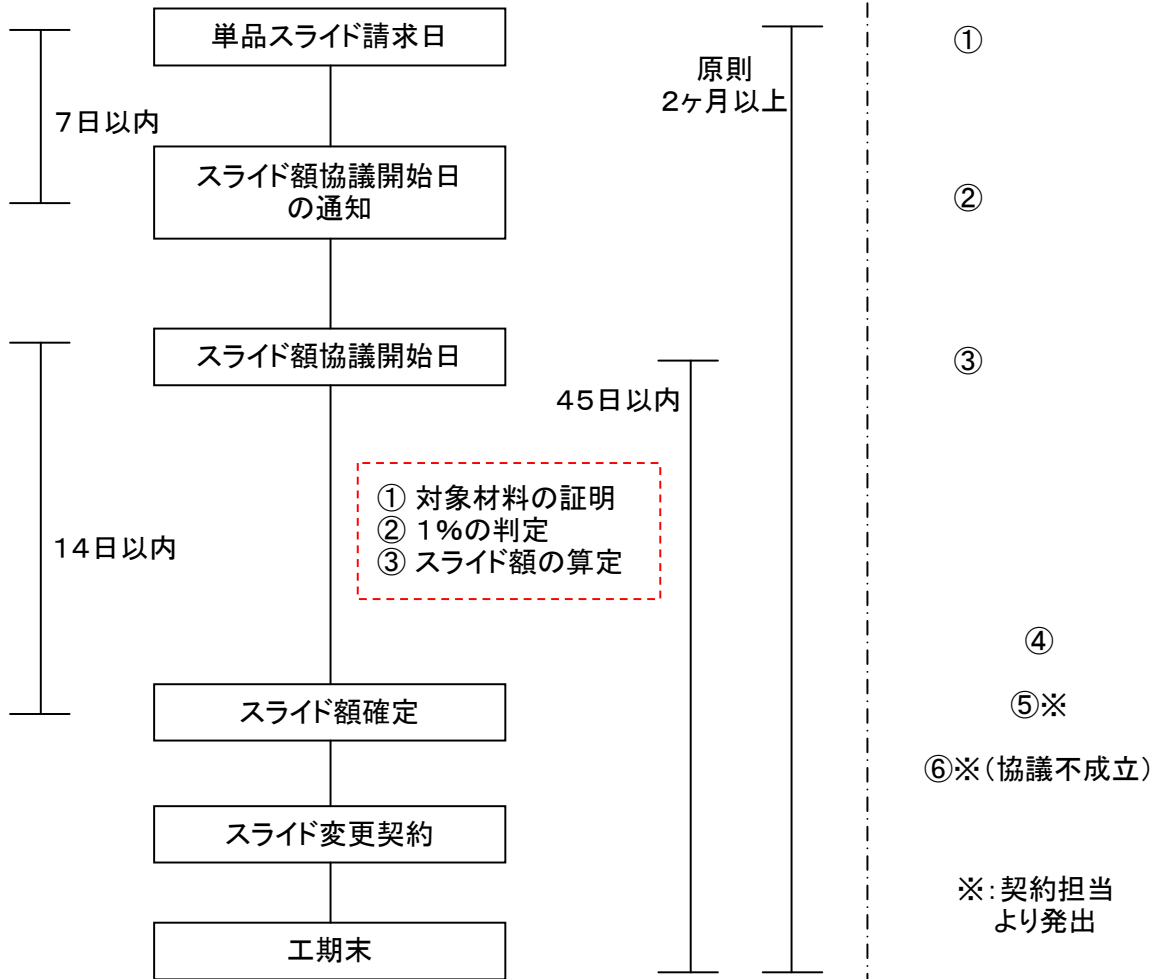
5-3 請求及び協議について

- ・発注者は、原則として工期末の2ヶ月前までに、工期末から45日以内の日を協議開始日として定め、概算スライド額の算定根拠となる計算書等を添付し、受注者に対して減額スライドの請求を行う。（様式-⑨）
- ・受注者は、発注者が提示した概算スライド額及び計算書等に異議がある場合は、協議用資料を提出する。（様式-③）

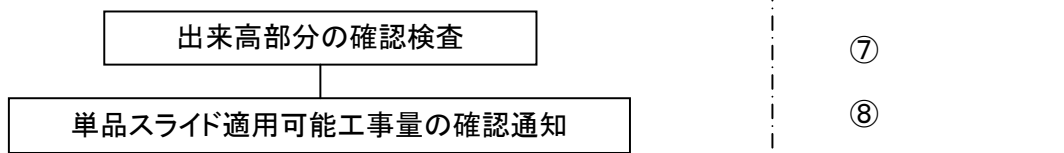
単品スライド条項に伴う実施フロー及び様式

【単品スライド】

【様式】



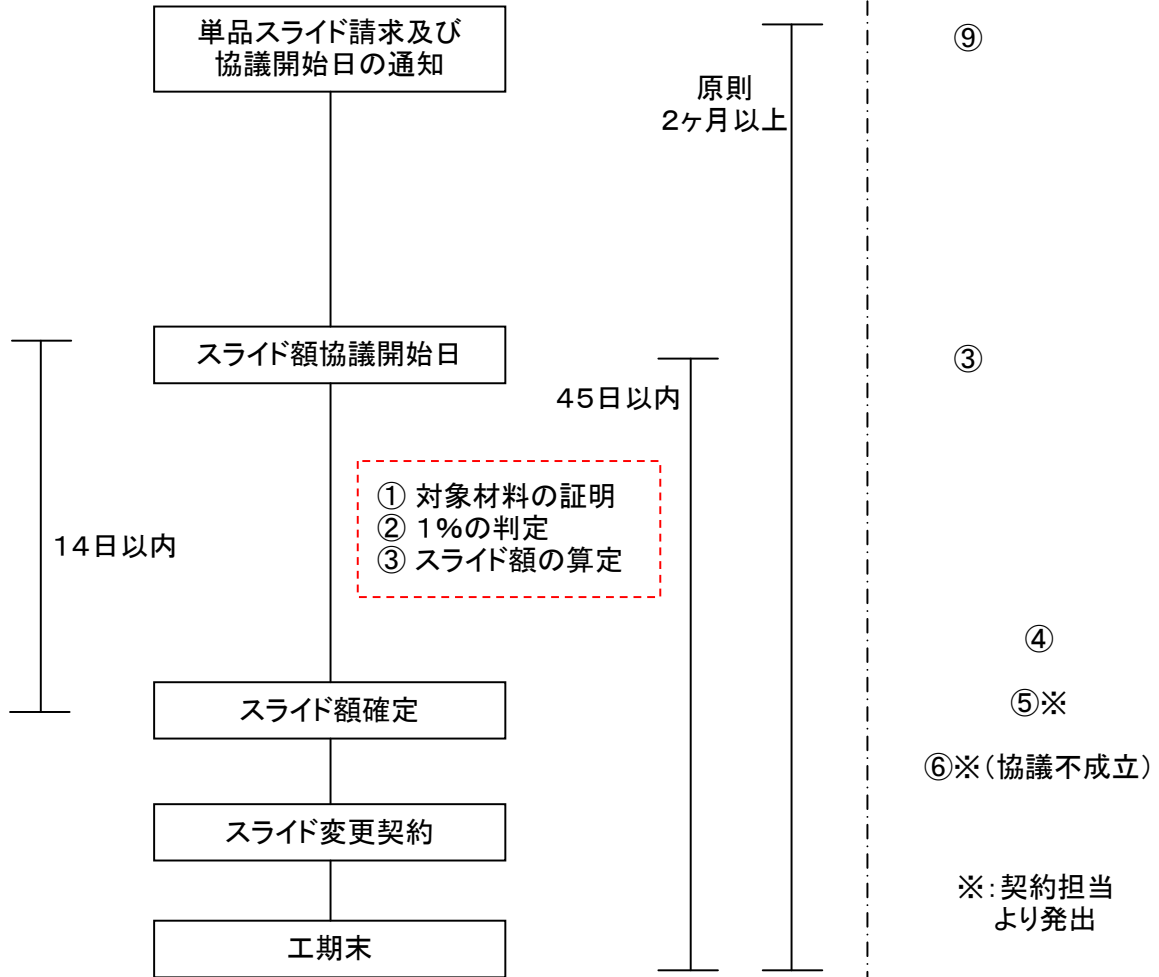
【部分払い】



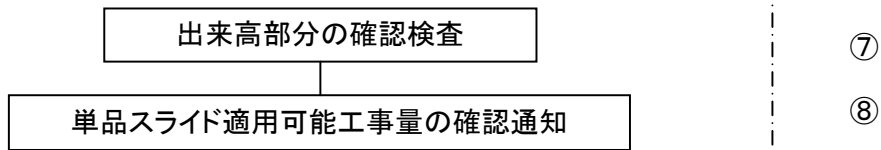
単品スライド条項に伴う実施フロー及び様式（減額）

【単品スライド】

【様式】



【部分払い】



(様式－③)

平成 年 月 日

福岡市長 吉田 宏 様

請負者 住所
氏名

印

建設工事請負契約書第25条第5項の適用に基づく協議用資料の提出について

標記の件について、平成 年 月 日協議開始にあたり、下記のとおり関係資料を提出します。

記

- 1 名 称 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事
- 2 請負代金額の変更の対象材料一覧表(別紙－①、②－1、2)
- 3 根拠となる実際に購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、購入月の証明類(納品書等)

(様式一⑦)

課長	係長	係員

平成 年 月 日

(あて先)福岡市長

請負人

住所
氏名

印

部分払申請書

下記工事について、部分払いを受けたいので、 月 日までの出来形部分等の確認検査をお願いします。なお、今回請求する部分払いの範囲については、建設工事請負契約書第25条第5項の請求対象とすることを併せてお願いします。

記

1 名称

2 履行場所

3 履行期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで(日間)

請負代金額の変更の対象材料一覧表

福岡市長
吉田 宏 様

請負者
株式会社〇〇建設
代表取締役 〇〇〇〇

平成 年 月 日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出いたします。

工事名 〇〇工事

記

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	備考
記載例								
○鋼	○	t	〇.〇	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇商社	H〇年〇月	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇商社	H〇年〇月	
○鋼	○	t	〇.〇	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇商社	H〇年〇月	
○鋼	○	t	〇.〇	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇商社	H〇年〇月	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇商社	H〇年〇月	
○鋼計		t	〇〇.〇		〇〇〇,〇〇〇			
鋼材類合計		t	〇〇.〇		〇〇〇,〇〇〇			
□油	○	L	〇〇.〇	〇〇.〇	〇,〇〇〇	〇〇石油	H〇年〇月	
□油	○	L	〇.〇	〇〇.〇	〇,〇〇〇	〇〇石油	H〇年〇月	
□油	○	L	〇〇.〇	-	-	-	-	証明なし
□油計		L	〇〇.〇		〇,〇〇〇			
〃(証明なし)		L	〇〇.〇		-			
△油	○	L	〇〇.〇	〇〇.〇	〇,〇〇〇	〇〇石油	H〇年〇月	
△油	○	L	〇〇.〇	〇〇.〇	〇,〇〇〇	〇〇石油	H〇年〇月	
△油	○	L	〇.〇	〇〇.〇	〇〇〇	〇〇石油	H〇年〇月	
△油計		L	〇〇.〇		〇,〇〇〇			
燃料油合計					〇,〇〇〇			

(注)

1. 購入単価、購入数量等については、その内容を証明する資料(納品書等)を添付の上、併せて監督員に提出すること。燃料油で証明できないものは、概算数量を記載するとともに概算数量計算書を提出すること。
2. 一覧表は、品目毎及び購入年月毎にとりまとめること。欄が足りない場合は複数枚となってもよい。
3. 注1の証明資料に不備があり、対象数量の確認ができない場合は、請負代金額の変更(単品スライド条項の適用)はできない。

(別紙-②-1)

概算数量計算書 (V2: 設計数量内で証明書類がない燃料油)

工種	作業数量		使用機械		使用燃料油					備考
	単位	数量	機械名	規格	品目	規格	単位	作業単位 当り数量	数量計	
〇〇工	m ³	〇〇	〇〇	〇〇	□油	〇〇	L	〇〇	〇〇	
			〇〇	〇〇	□油	〇〇	L	〇〇	〇〇	
					□油計	〇〇	L	〇〇	〇〇	
〇〇工	m ²	〇〇	〇〇	〇〇	□油	〇〇	L	〇〇	〇〇	
			〇〇	〇〇	△油	〇〇	L	〇〇	〇〇	
					□油計	〇〇	L	〇〇	〇〇	
					△油計	〇〇	L	〇〇	〇〇	
□油合計					〇〇	L	〇〇	〇〇		
△油合計					〇〇	L	〇〇	〇〇		

課長	係長	精査	係員

スライド額算定書

工 事 件 名	： ○○○○工事		
工 期	： H20.5.1	～	H21.3.10
(指 定 工 期)	：	～	H20.8.25
適 用 申 請 日	： H20.12.25		
設 計 金 額	： 55,000,000	円	
契 約 額	： 50,000,000	円	
落 札 率	： 90.90	%	
スライド対象額	： 25,000,000	円	

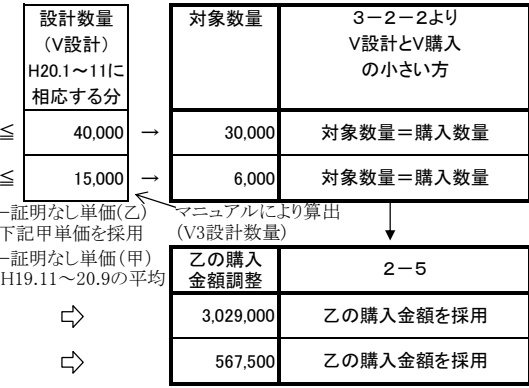
【鋼材類】					
変動額	： 525,000 円				
変動額	落札率		スライド対象額		
525,000	90.9	1.05	25,000,000	=	2.0
円	%		円	%	%
※乙の購入金額を採用する場合は落札率をかけない。					
鋼材類：単品スライドの対象					
【燃料油】					
変動額	： 円				
変動額	落札率		スライド対象額		
200,000	90.9	1.05	25,000,000	=	0.8
円	%		円	%	%
※乙の購入金額を採用する場合は落札率をかけない。					
燃料油：単品スライド対象外					

スライド額

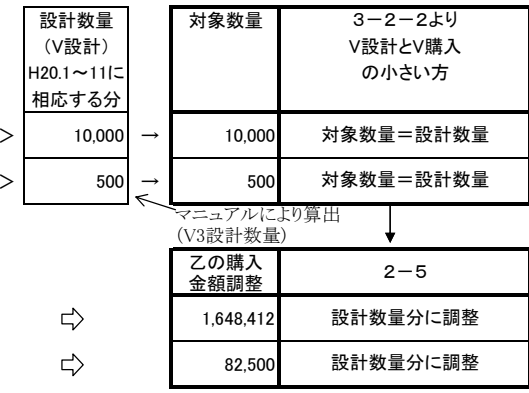
【鋼材類・燃料油】					
変動額計	落札率		スライド対象額		
525,000	90.9	1.05	25,000,000	×	1.0
円	%		円	%	円
※乙の購入金額を採用する場合は落札率をかけない。					
251,000 円					

<計算事例(燃料油)>

軽油	出来高払済			購入数量(V購入)											計	購入数量(V2) (証明なし) 乙概算数量	合計
	購入数量(証明あり)																
	H19	H20															
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
① 乙 購入数量(V1) (機労材等で明示)	3,000	2,000	3,000	2,000	3,000	2,000	3,000	2,000	3,000	2,000	3,000	2,000	3,000	1,000	26,000	4,000	30,000
①' 乙 購入数量(V3) (機労材等の明示なし)	1,000			2,000			3,000			500			500		6,000		6,000
② 乙 購入価格 (同月内加重平均; 税込み)	80	80	85	85	90	90	95	100	105	110	110	115	115	120		91	
③ 甲 実勢価格 (翌月物価資料平均; 税抜き)	75	75	80	80	85	85	90	95	100	105	105	110	110	115		91	
乙 購入金額 ①×②	240,000	160,000	255,000	170,000	270,000	180,000	285,000	200,000	315,000	220,000	330,000	230,000	345,000	120,000	2,665,000	364,000	3,029,000
乙 購入金額 ①'×②	80,000	0	0	170,000	0	0	285,000	0	0	55,000	0	0	57,500	0	567,500		567,500
甲 実勢金額 (①+①')×③	300,000	150,000	240,000	320,000	255,000	170,000	540,000	190,000	300,000	262,500	315,000	220,000	385,000	115,000	3,072,500	364,000	3,436,500
甲 スライド単価: p' = {Σ(購入数量×甲 実勢価格)} ÷ 購入数量 =	3,436,500 ÷ (30,000 + 6,000) =																95



ガソリン	出来高払済			購入数量(V購入)											計	購入数量(V2) (証明なし) 乙概算数量	合計
	購入数量(証明あり)																
	H19	H20															
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
① 乙 購入数量(V1) (機労材等で明示)	500	500	500	500	2,000	2,000	1,000	500	1,000	2,000	1,000	2,000	500	100	12,600	0	12,600
①' 乙 購入数量(V3) (機労材等の明示なし)	200			200			200			200			200		800		800
② 乙 購入価格 (同月内加重平均; 税込み)	100	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220		0	
③ 甲 実勢価格 (翌月物価資料平均; 税抜き)	95	95	105	115	125	135	145	90	165	175	185	195	205	215		0	
乙 購入金額 ①×②	50,000	50,000	55,000	60,000	260,000	280,000	150,000	80,000	170,000	360,000	190,000	400,000	105,000	22,000	2,077,000	0	2,077,000
乙 購入金額 ①'×②	20,000	0	0	24,000	0	0	30,000	0	0	36,000	0	0	42,000	0	132,000		132,000
甲 実勢金額 (①+①')×③	66,500	47,500	52,500	80,500	250,000	270,000	174,000	45,000	165,000	385,000	185,000	390,000	143,500	21,500	2,109,500	0	2,109,500
甲 スライド単価: p' = {Σ(購入数量×甲 実勢価格)} ÷ 購入数量 =	2,109,500 ÷ (12,600 + 800) =																157



※設計数量に調整: 設計数量/購入数量×購入金額

<変動額の算出>

落札率	k					84.50%
品目		軽油		ガソリン		
対象数量	D	30,000	6,000	10,000	500	
当初設計単価	p	75	75	95	95	
M当初・油(甲) Σ(p×D)×k×1.05		(2,250,000 + 450,000 + 950,000 + 47,500) × 84.50% × 1.05 =				3,280,200
甲 スライド単価	p'	95	95	157	157	
M変更・油(甲) Σ(p'×D)×k×1.05		(2,850,000 + 570,000 + 1,570,000 + 78,500) × 84.50% × 1.05 =				4,496,100
M変更・油(乙): 乙の購入金額		3,029,000 + 567,500 + 1,648,412 + 82,500 =				5,327,000
M変更・油の採用		1-5-1より M変更・油(甲)、M変更・油(乙)の安い方を採用				4,496,100
変動額 油		M変更・油 - M当初・油 = 4,496,100 - 3,280,200 =				1,215,900

<スライド額の算出>

対象請負金額	P	最終数量確定後の金額(出来高払い相当額は除く)	100,000,000
変動額 油			1,215,900
変動額 鋼			5,000,000
スライド額	S	変動額 油 + 変動額 鋼 - P × 1.0% =	5,215,900
		1,215,900 + 5,000,000 - 1,000,000	

千円未満切り捨て ↑ 千円未満切り捨て

千円未満切り捨て

> 1,000,000 (P × 1.0%) ; 燃料油は単品スライド対象